

2面のつづき

り、情報拠点としての役割を担う図書館につきましては、乳幼児から高齢者まで多くの市民に利用されております。図書館の基本理念であります「いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館」の実現を目指し、様々な事業を展開してまいります。

市民との協働事業につきましては、各種ボランティアの活動の場と機会を提供し、図書館での活動が一層充実したものになるよう連携を図ります。

デジタル化の取組につきましては、利便性の向上を図るため、自宅などで図書館の資料が利用できる電子図書館について、引き続き検討してまいります。

また、あきる野市出身の作家や市内で活躍している作家の作品展示を行うことで、その活動をより多くの市民に知っていただけるよう取り組んでまいります。

さらに、点字図書をはじめ、障がいのある方にも対応した図書等を配置するなど、障害

の有無にかかわらず全ての人が利用できる図書館を周知してまいります。

最後に青少年の健全育成であります。

令和6年10月に、前田小学校で放課後子ども教室がスタートし、市内の公立小学校全校による放課後子ども教室の設置が完了しました。児童が安全に、安心して過ごせる居場所の一つとして、更なる事業の充実を図ってまいります。

また、羽村市との広域連携事業であります大島子ども体験塾につきましては、より多くの子どもたちが雄大な自然の中で感性を磨くとともに、親元から離れた環境で仲間と協力し合い、協調性・社会性を育むことができるよう、参加人数枠を拡充いたします。併せて、将来を見据え、子どもたちと行動をとるリーダーも増員し、地域での活躍が期待される人材を育成してまいります。

未来を担う青少年世代が、変化の激しい現代社会において、心身とも健やかに成長でき

るよう、関係機関との連携により各種事業を実施するとともに、引き続き、青少年健全育成地区委員会をはじめ、各種団体の活動を支援してまいります。

以上、令和7年度の教育行政における主要な施策について述べさせていただきました。

冒頭でも述べさせていただきましたとおり、複雑で予測困難な時代だからこそ、学校と家庭、地域、そして行政など、子どもの教育に携わる全ての人が、持続可能な社会の担い手、創り手を育成していく必要があると、私は考えております。そのためにも、あきる野市の豊かな自然と地域の力を生かし、全ての市民と手を取り合い、各施策に取り組むとともに、本市の教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」の実現に向け、市長部局と連携して、真摯に取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、令和7年度の教育方針といたします。

国民健康保険の加入・脱退や住所が変わったときなどは、届出が必要です。変更の日から14日以内に届け出てください。別世帯の方が届出をする場合は、委任状が必要です。

▽内容 表のとおり

▽郵送でも手続きができます

職場の健康保険を脱退・加入したとき等の届出は、郵送でも可能です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

▽届出・問合せ 保険年金課 国民健康保険係、五日市出張所 市民総合窓口係(届出のみ)

国民健康保険

国民健康保険・国民年金の
お手続きをお忘れなく

4月は、就職や退職に伴う異動手続きが多い時期です。国民健康保険や国民年金の手続きが必要になる場合がありますので、確認をお願いします。

届出が必要な場合	手続きに必要なもの
・職場の健康保険に加入したとき ・被扶養者になったとき	・国民健康保険証が資格確認書 ・職場の健康保険の資格が分かるもの
・職場の健康保険をやめたとき ・被扶養者から外れたとき	・職場の健康保険資格喪失証明書
・他の市町村に転出するとき ・市内転居するとき	・国民健康保険証が資格確認書

※手続きに共通して必要なもの…マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証などの本人確認ができる書類)

国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金保険に加入している方を除く)。会社などを退職したときは、

- 届出・問合せ 保険年金課 年金係
- 五日市出張所 市民総合窓口係(届出のみ)
- 青梅年金事務所 ☎ 042-8-30-3410



あきる野市
ワーク・ライフ・バランス推進事業所
第7号認定「第一生命保険株式会社
八王子支社秋川営業オフィス」



- 事業所名 第一生命保険株式会社八王子支社秋川営業オフィス(規模 30人)
- 代表者 オフィス長 臼井 礼奈
- 所在地 油平 73-4
- 事業内容 保険事業、資産形成事業など

市では、市内におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和を図ること)の推進を目的とし、ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内の事業所等を認定する事業を実施しています。このたび、第7号となる事業所を認定しました。



秋川営業オフィスの皆さん

1月17日(金)に行われた認定式の際の対談の一部を紹介します。
市長 ワーク・ライフ・バランスの取組を推進するに当たり、大切にされていることは何ですか。

オフィス長 会社として確立された制度があるため、各オフィスがきちんと制度を利用できるようにすることが大切

だと思っています。秋川営業オフィスは現在、全従業員が女性です。特に、子育て世代が多く在籍し、3名が育休を取得していることから、制度を活用しやすい状況が整っていると考えています。

市長 子育て支援などが充実していますね。

オフィス長 産休・育休を取得することが、秋川営業オフィスでは必然になっています。

オフィス員 前職では、休みが取得しづらい状況がありました。現在は、子どもに合わせた働き方ができています。

市長 子育て世代が働きやすい環境になるよう先進的な取組を進めていただき、ありがとうございます。

オフィス長 家庭があつての仕事、子どもがあつての仕事だ

と考えています。バランスのとれた働き方をする中で、社員は責任を持って仕事をし、結果として組織の発展につながると思っています。

市長 今回の認定が皆さんの励みになれば嬉しいです。

あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業

市では、ワーク・ライフ・バランスを推進している事業所などを認定し、その取組を広報あきる野等で周知するなど、市のワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。認定の申請は、随時募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

▽問合せ 企画政策課(直通 558-1261、☎010101@akiruno-info.tokyo.jp)

手続きはお済みですか
年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。老齢・障害・遺族基礎年金を受けている方のうち、令和5年分の所得(令和6年度課税)が低下したこと、新たに支給対象となる方には、昨年9月に日本年金機構から、請求手続の案内が送付されています。『年金生活者支援給付金請求書』を提出していただく。すでに給付金が支給されている方で、引き続き要件を満たしている場合、翌年度以降の手続は原則不要です。

支給要件を満たせば年度
途中でも請求できます

老齢年金生活者支援給付金は、同じ世帯に市・都民税が課

税されている世帯員がいると支給されませんが、家族の死亡・住所変更・世帯分離などで世帯全員が非課税になり、支給要件を満たすようになった場合は、手続きをすると給付金が支給されます。年金証書と本人確認書類(マイナンバーカード等)を準備の上、お問い合わせください。

▽支給要件(老齢年金生活者支援給付金)

- 65歳以上で老齢基礎年金を受けている。
- 前年の公的年金等の収入額とその他所得額の合計が約89万円以下
- 同一世帯の全員が市・都民税非課税であること
- 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金の支給要件は異なります。

▽支給開始 請求手続をした月の翌月分から

▽問合せ 保険年金課 年金係、青梅年金事務所 ☎ 042-8-30-3410